

(定義)

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給与条例 鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第13号)をいう。
- (2) 経過措置額支給特定職員 鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年鯖江・丹生消防組合条例第2号。以下「平成27年改正給与条例」という。)附則第3項に規定する特定職員であり、かつ、平成29年4月1日前に55歳に達した者であつて、同項の規定による給料を支給されるものをいう。
- (3) 施行日 鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成29年鯖江・丹生消防組合条例第3号。以下「平成29年改正給与条例」という。)の施行の日をいう。
- (4) 改正後の給与条例 平成29年改正給与条例第1条の規定による改正後の給与条例をいう。
- (5) 改正前の給与条例 平成29年改正給与条例第1条の規定による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第2条 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定(平成27年改正給与条例附則第3項の規定を含む。次条において同じ。)により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定(平成27年改正給与条例附則第3項の規定を含む。以下この条および次条において同じ。)により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもつてそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料(管理者の定める場合におけるものに限る。)
- (2) 超過勤務手当
- (3) 休日給
- (4) 夜勤手当
- (5) 期末手当
- (6) 勤勉手当

第3条 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第24条その他の条例の規定による給与の減額(管理者の定めるものに限る。次条第2項において「第24条等減額」という。)に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもつて減額する額とする。

(平成27年改正給与条例附則第3項の規定による給料の特例)

第4条 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第5項に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正給与条例附則第3項の規定による給料の額との合計額(合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第5項に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正給与条例附則第3項の規定による給料の額との合計額(合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)に達しないときにおける平成27年改正給与条例による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成27年鯖江・丹生消防組合規則第4号)第6条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条各号に掲げる給与の額および経過措置額支給特定職員に対する第24条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成27年改正給与条例附則第3項の規定による給料については、適用しない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、平成29年改正給与条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。